

株式会社ビジ法に関する株主間契約書

A（以下「甲」という）、B（以下「乙」という）及びC（以下「丙」という。）は、甲、乙及び丙が保有する株式会社ビジ法（以下「会社」という）の株式（以下「会社株式」という）に関し、以下のとおり合意する。

第1条（目的）

本契約は、甲、乙及び丙が共同で設立した会社の経営及びその発行済み株式の取扱いに関し、株主の共通認識としてのルールを定め、もって会社の健全な発展を図ることを目的として締結する。

第2条（株式譲渡）

- 1 乙又は丙が会社の取締役の地位を喪失した場合（辞任、解任その他地位喪失の理由の如何は問わない。以下「退任取締役」という。）、甲は、退任取締役の保有する会社の株式を自身又はその指定する第三者に対して譲渡することを請求することができ、退任取締役はこれに応じなければならない。
- 2 前項の場合における株式1株あたりの譲渡価額は、当該株式の1株あたりの取得価額と同額とする。但し、株式取得後に株式分割、株式併合、株主割当ての方法による株式の発行若しくは処分、又は株式の無償割当てが行われていた場合には、当該分割、併合又は割当ての比率に基づいて調整された金額をもって譲渡価額とする。
- 3 甲が退任取締役に対し第1項に定める会社株式の譲渡請求を行った場合には、退任取締役は甲の指示に従い、直ちに会社に対する譲渡承認請求、名義書換請求その他有効な株式譲渡に必要となるあらゆる手続を行うものとする。
- 4 甲は前項に基づく名義書換の完了後30日以内に、第2項に定める譲渡価額を退任取締役に対して支払うものとする。

第3条（株式譲渡等の禁止）

- 1 甲、乙及び丙は、事前の書面による全員の承諾なしに、その保有する会社株式の全部又は一部につき、譲渡、貸借、担保設定その他の処分を行ってはならない。
- 2 甲、乙並びに丙が前項に違反した場合又は前項の違反を試みた場合、会社の役員及び従業員の地位にあると否とを問わず、その他の株主は、その持ち株比率に従い、当該違反者に対して前条の定めに準じて会社株式の譲渡請求を行うことができる。この場合、前条の規定を法令上可能な範囲で準用するものとし、会社法第144条が適用される場合には、同条に定める協議による売買価格は、当該株式の1株あたりの取得価額と同額とする。但し、株式取得後に株式分割、株式併合、株主割当ての方法による株式の発行若しくは処分、又は株式の無償割当てが行われていた場

合には、当該分割、併合又は割当ての比率に基づいて調整された金額をもって譲渡価額とする。

第4条（新株発行等の禁止）

甲、乙及び丙は、その全員の書面による同意がない限り、会社をして、会社の普通株式並びに普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（以下「対象有価証券」という。）の発行等（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。）を行わないこととする。

第5条（取締役選任決議における議決権拘束）

甲、乙及び丙は、会社の株主総会における取締役選任に関する決議においては、それぞれ1名の取締役候補者を選任する議案を提出することができ、他の株主は、当該議案に反対することができないものとする。

第6条（秘密保持）

甲、乙及び丙は、他の全ての株主の書面による事前の同意なく、本契約の存在及び内容を第三者に開示しないものとする。

第7条（専念義務）

甲、乙及び丙は、会社の取締役の地位にある間、会社の経営に専念するものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲、乙及び丙は、会社の取締役の地位にある間及びその退任後3年間は、会社の事業と競合する事業を直接または間接に行わないものとする。

第9条（誠実協議）

甲、乙及び丙は、本契約の定める事項の解釈に関する疑義又は本契約に定めのない事項に関する疑義が生じた場合、誠実に協議して解決するものとする。

第10条（合意管轄）

本契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和 年 月 日

（署名欄省略）